

転学部(科)届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。
なお、確認書及び日本学生支援機構に関する省令等の規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

※他校への編入学・転学により学部(科)が変更となる場合は、本届出の提出は必要ありません。
編入学又は転学による給付奨学金継続手続きにかかる願出を提出してください。
※転学部(科)とは同じ学校内のコース変更であり、在籍した学部・学科で課程を修了
(卒業又は最終学年を修了)した場合は、支援継続の対象とはなりません。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号	5	2	0										
-------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※貸与奨学金は、別途、届出の提出が必要です。

学校名	
-----	--

	学部名 (学科名)	学部コード (※学校記入)	昼夜 (該当を○ で囲む)	学籍番号	標準 修業年限	卒業予定期	転学部(科)年月日	学年	学校 区分
旧			昼・夜・ 昼夜開講			(西暦) 年 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日まで在籍	年次	
新			昼・夜・ 昼夜開講			(西暦) 年 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日より在籍	年次	

通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)の添付の有無

☐ 提出しない	⇒ 通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)を本届出にホチキス留めして提出 ※在籍報告で自宅通学への変更を報告している場合は、給付様式2-1の提出不要
☐ 提出する	

- (注) 1. 転学部(科)後の支給期間は、転学部(科)後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数となります。
ただし、転学部(科)前の支援期間と合算して72か月が上限です(在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます)。
2. 当年度内満期予定者が、「転学部(科)届」承認に伴って給付終期が翌年度以降となる場合は、生計維持者情報及び資産情報の報告
(紙提出用)等が必要となることがあります。詳細は学校に確認してください。

●学校記入欄(必須)

転部(科)前の課程	☐ 修了していない ☐ 修了している	転学部(科)後の 通学形態	☐ 自宅通学 ☐ 自宅外通学(※1)
カリキュラム継続の 有無	☐ 同一カリキュラムを繰り返す(※2) ☐ 同一カリキュラムではない		

※1 通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)を同時に提出する場合は、本届にホチキス留めして、送付先に提出してください。
※2 在籍した学部(科)と同一カリキュラムを繰り返す場合は支給継続はできません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学 校 番 号	区分
— —	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	⋮ ⋮
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。